

平成 25 年 6 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイグループホールディングス
(コード番号 3063 : 東証マザーズ)
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目 4 番 28 号
代 表 者 代表取締役社長 新田 二郎
問 合 せ 先 取締役管理本部長 赤工 朝飛
電 話 番 号 (052) 243-0026 (代表)
(URL <http://www.jgroup.jp/>)

株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び期末配当予想の修正等に関するお知らせ

当社は平成 25 年 6 月 7 日開催の当社取締役会において、株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び期末配当予想の修正等について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨及び当社の成長性に鑑み、当社の株式の流動性向上と投資家層の拡大を図るため、本日開催の取締役会において、平成 25 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社の株式を 1 株につき 200 株の割合で分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用することといたしました。

なお、本株式の分割により投資単位の金額は実質的に 2 分の 1 となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 8 月 31 日（当日は土曜日につき実質的には平成 25 年 8 月 30 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 200 株の割合で分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

現在の発行済株式総数	33,658 株（平成 25 年 5 月 31 日現在）
公募増資による増加株式数	5,000 株
公募増資後の発行済株式総数	38,658 株
株式分割による増加株式数	7,692,942 株
株式分割後の発行済株式数	7,731,600 株
株式分割後の発行可能株式数	18,000,000 株

(注) 1. 当社は平成 25 年 6 月 7 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しの決議を行っております。新株式発行及び株式売出しの概要は下記のとおりです。

公募による新株式発行（一般募集）	5,000 株
当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）	2,000 株
当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）	1,000 株

詳細は本日別途開示しております「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

2. 新株予約権（ストックオプション）の行使により分割基準日までに発行済株式総数が増加する可能性があります。

- (3) 分割の日程
 基準日公告日 平成 25 年 8 月 16 日 (金)
 分割の基準日 平成 25 年 8 月 31 日 (土)
 (当日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には平成 25 年 8 月 30 日 (金))
 分割の効力発生日 平成 25 年 9 月 1 日 (日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上述株式分割の効力発生日である平成 25 年 9 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 9 月 1 日

(注) 平成 25 年 8 月 28 日付をもって、株式会社東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上述株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 9 月 1 日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款の第 5 条を変更いたします。
- ②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため第 6 条を新設いたします。
- ③第 6 条の新設に伴い、現行定款第 6 条以下の条数を繰下げいたします。
- ④現行定款第 5 条の変更及び変更案第 6 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>18,000,000</u> 株とする。
<新設>	<u>(単元株式数)</u> 第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>100株とする。</u>
第 6 条～第 44 条 (記載省略)	第 7 条～第 45 条 (現行どおり)
	附則 第 1 条 <u>第 5 条の変更及び第 6 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 9 月 1 日とする。なお、本条は効力発生日をもって削除する。</u>

5. 平成 26 年 2 月期期末配当予想の修正

株式分割後となる平成 26 年 2 月期期末配当予想につきましては、今回株式 1 株を 200 株に分割することに伴い、1 株当たりの予想配当金を、平成 25 年 4 月 11 日公表の「平成 25 年 2 月期 決算短信」に記載の予想金額から以下のとおり修正いたします。

基準日	1株当たり年間配当金		
	第2四半期末	期末	年間合計
前回予想 (平成25年4月11日公表)	500円	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>
今回予想	500円(注1)	<u>2円50銭</u> (注2)	<u>二</u> (注3)
前期実績 (平成25年2月期)	0円	0円	0円

(注1) 株式分割実施前の配当予想となります。

(注2) 株式分割実施後の配当であり、分割実施を考慮しない場合の期末配当予想金額は1株当たり500円となります。

(注3) 株式分割を考慮しない場合の年間配当金は1,000円であり、実質的な変更はありません。

6. 株主優待制度について

当社は、毎年2月末日及び8月末日現在の株主名簿に記載された株主様を対象に当社グループ国内直営全店舗にてご利用または、当社グループ商品とお引き換えいただけるお食事優待券を贈呈させていただいておりますが、今回の株式分割によって株主優待制度が下記のとおり変更となります。

なお、ご優待内容の基準について、実質的な変更はありません。

(下線は変更部分を示します。)

所有株式数		ご優待内容
株式分割前	株式分割後	
<u>1株</u> 以上 <u>3株</u> 未満	<u>200株</u> 以上 <u>600株</u> 未満	お食事優待券 4,000円分(1,000円券×4枚)を年2回
<u>3株</u> 以上 <u>5株</u> 未満	<u>600株</u> 以上 <u>1,000株</u> 未満	お食事優待券 8,000円分(1,000円券×8枚)を年2回
<u>5株</u> 以上	<u>1,000株</u> 以上	お食事優待券 12,000円分(1,000円券×12枚)を年2回

以 上